

特に居住の安定を図る必要がある方
(優遇措置対象項目：抽選の際、当選率の引き上げとなる方)

区 分	要 件
高 齢 者 等	<p>[入居者の方が60才以上] 次のいずれかに該当する世帯構成（内縁関係にある配偶者を含む）</p> <p>① すべての同居者が60才以上又は18才未満 ② 配偶者のみ ③ 配偶者と18才未満 ④ 同居者がいない（単身者）</p>
	<p>[入居者の方が60才未満] 次のいずれかに該当する世帯構成（内縁関係にある配偶者を含む）</p> <p>① 60才以上の配偶者のみ ② 60才以上の配偶者と18才未満</p>
海外引揚者	海外からの引揚者で、日本に帰国してから5年を経過していない方
障がい者等	<p>次のいずれかの認定等級に該当する手帳等の所持者がいる世帯</p> <p>(1) 身体障がい者手帳（1級から4級） (2) 精神障がい者保健福祉手帳（1級又は2級） (3) 療育手帳 (4) 戦傷病者手帳（特別項症第6項症まで、又は第1款症）</p>
母子・父子世帯	現に扶養する20才未満の子と現に同居し、又は同居しようとする母子又は父子
子育て世帯	中学校就学前の子供が同居する世帯（札幌市内の道営住宅は、小学校就学前の子どもが同居する世帯）
大家族世帯	<p>次のいずれかに該当する世帯</p> <p>(1) 5人以上の世帯 (2) 4人世帯で18才未満の子が3名いる世帯</p>
DV被害者	<p>次のいずれかに該当する方（いずれも保護中の者を含む。）</p> <p>(1) 配偶者暴力防止等による一時保護又は保護が終了した日から5年以内 (2) 配偶者暴力防止等にもとづく裁判所の退去命令又は接近禁止命令が出されて5年以内 (3) 児童福祉法にもとづく母子生活支援施設での保護が終了してから5年以内</p>
犯罪被害者	<p>犯罪行為によって被害のあった日から5年以内の方で、次のいずれかに該当する方のいる世帯</p> <p>(1) 犯罪の影響により収入が著しく減少し、現に居住し続けることが困難になった方 (2) 現に居住している住宅又はその付近において犯罪が行われたことにより、当該住宅に居住し続けることが困難になった方</p>
新婚世帯※	入居者及び同居の配偶者の年齢が合計70才以下であり、かつ、婚姻の届出の日から2年以内の方（札幌市内の道営住宅は除きます）
転入世帯※	現在お住まいの市町村以外の市町村に所在する道営住宅（札幌市内の道営住宅は除きます）に入居申込をされる方
原子力事故被災者※	平成23年3月11日において、「支援対象地域」にお住まいの方で当該市町村長が証明する「居住実績証明書」をお持ちの方

※ 「新婚世帯」、「転入世帯」、「原子力事故被災者」に該当する方は申込書中、優遇措置対象項目の「その他」欄に、「新婚」、「新婚及び転入」等と記載願います。